

転用工事に関する各報告書の提出について

農地転用許可後の条件（許可書 裏面の「条件」記載）によっては、工事進捗状況・完了報告書・工事完了後の事業実施状況報告書の提出が必要となります。条件に沿って各報告書を延滞なく提出してください。

※今後、別件で農地転用等の申請をされることがある場合、過去の案件の報告がなされているかどうか
も許可の基準となります。忘れずに報告してください。

	提出時期	提出する報告書
1	許可日から 3ヶ月後	工事進捗状況報告書（第1回）
2	1の報告から 1年後 （完了していない場合）	工事進捗状況報告書（第2回）
3	工事が完了したとき 「完了」とは、転用目的の用途として利用できる状態であること 一般住宅は、引き渡し時期となる居住可能な状態	工事完了報告書
4	地目変更登記をするとき	転用完了証明願 → 農業委員会で証明後、法務局へ提出
5	完了報告書提出後 3年間6ヶ月おき	事業実施状況報告書（第1～6回）

★各報告書の用紙は、農地転用許可指令書の交付時に許可書と同封してお渡ししていますので、
全ての報告が終わるまで保管しておいてください。（嬉野市農業委員会のHPからダウンロードもできます）

提出書類一覧

1	上記各報告書
2	現場写真（4方向から撮影） （※完了報告の注意 … 駐車場としての計画の場合は 車両が駐車されている現場写真 を、 資材置場としての計画の場合は、 資材が置かれている現場写真 を 提出してください。 現場が整地されているだけの写真は不可 ）
3	配置図（2の現場写真を、どの方向から撮影したかを図面内に示してください）

注意事項

- 農地転用許可は、申請書記載の転用事業を行う場合に限り、農地を農地以外にすることを認めたものです。
- 許可後、申請書記載のとおり工事が完了する前に事業を中止したり、事業計画を変更しようとする場合は、できるだけ早く農業委員会に相談してください。
- 報告の提出が遅れている場合は、報告の督促をする場合があります。
また、報告書の内容や現場の状況によっては、ご事情をお尋ねしたり申請書記載のとおり事業を行うよう催告する場合があります。

【報告書の提出先・問い合わせ先】

嬉野市農業委員会事務局 塩田庁舎1階（電話） 0954-68-0151